

# 青森県報

号外第二十三号

令和八年  
三月二十七日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) ……一
  - 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………(DX推進課) ……三
  - 青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則……………(地域生活文化課) ……三
  - 青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……三
  - 青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……四
- 議 会
- 青森県議会会議規則の一部を改正する規則……………(議事課) ……四
- 公安委員会
- 青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……五

## 規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県規則第三号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九号様式の表を次のように改める。

青森県知事 宮 下 宗一郎



附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県税条例施行規則第九号様式の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税に係る青森県税条例施行規則第四条第八号に掲げる法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正（決定）書について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税に係る同号に掲げる法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正（決定）書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の青森県税条例施行規則第九号様式の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税に係る青森県税条例施行規則第四条第八号に掲げる法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正（決定）書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税に係る同号に掲げる法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正（決定）書については、なお従前の例による。

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四号

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成二十一年三月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正前の知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定は、青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（令和八年三月青森県条例第二十一号）附則第二項の規定によりなお従前の例により同条例による廃止前の青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二号）第一条に規定する公益信託で知事の所管に属するものの監督が行われる間は、なおその効力を有する。

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第五号

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成八年三月青森県規則第十七号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項又は第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における廃止前の青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第一条に規定する公益信託で知事の所管に属するものの監督については、なお従前の例による。

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第六号

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則（平成十二年六月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条」を「第七十三条」に改める。

第六十四条中「第四十一条第八項」を「第四十二条第八項」に改める。

第六十五条中「第四十二条」を「第四十三条」に改める。

第六十七条から第六十九条の二までの規定中「第四十三条第二項」を「第四十四条第二項」に改める。

第七十条中「第四十六条第三項」を「第四十七条第三項」に改める。

第七十一条中「第四十八条第二項」を「第四十九条第二項」に改める。

本則に次の一条を加える。

（環境影響評価に係る書類等の公開の期間）

第七十三条 条例第五十条の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。

第二号様式の表中「第46条第1項」を「第47条第1項」に改め、同様式の裏中「第46条」を「第47条」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第七号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一戸山団地の項中「六百六十三戸」を「四百一十一戸」に改める。  
別表第二中

戸山団地					
駐車区画A					千七百円
駐車区画B					千六百円
駐車区画C					千八百円
駐車区画D					千七百円
駐車区画E					千八百円
駐車区画F					千七百円
駐車区画G					千六百円

戸山団地					
駐車区画A					千八百円
駐車区画B					千七百円
駐車区画C					千八百円
駐車区画D					千七百円
駐車区画E					千六百円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議

会

青森県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県議会議長 工藤 慎 康

青森県議会議告第一号

青森県議会議規則の一部を改正する規則

青森県議会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会議告第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第四号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

青森県警察職員定員表

区 分	警 視	警 部	警部補	巡 査 長	巡 査	小 計	一 般 員	合 計
本部、署名								
県 警 察 本 部	66	109	333	272	74	854	255	1,109
青 森 警 察 署	4	13	64	93	130	304	20	324
青 森 南 警 察 署	1	2	8	5	12	28	2	30
外ヶ浜 警 察 署	1	1	7	6	9	24	2	26
大 間 警 察 署	1	1	6	6	8	22	2	24
む つ 警 察 署	2	6	15	21	32	76	8	84
野 辺 地 警 察 署	1	5	11	5	17	39	3	42
弘 前 警 察 署	5	11	51	66	89	222	16	238
鱒ヶ沢 警 察 署	1	2	7	12	13	35	3	38
つ が る 警 察 署	1	4	8	10	17	40	3	43
五 所 川 原 警 察 署	2	6	21	22	43	94	6	100
黒 石 警 察 署	2	7	16	30	33	88	5	93
八 戸 警 察 署	4	12	58	76	112	262	20	282
三 戸 警 察 署	1	4	10	5	18	38	3	41
五 戸 警 察 署	1	1	6	11	7	26	2	28
十 七 和 田 警 察 署	2	6	13	18	36	75	5	80
三 七 戸 警 察 署	1	4	10	7	15	37	3	40
三 沢 警 察 署	2	6	18	19	39	84	8	92
合 計	98	200	662	684	704	2,348	366	2,714

別表  
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭